医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術件数(年間)

ᇫ	公	1
\sim	77	

区分	1		
ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	10 件	
1	黄斑下手術等	10 件	
ウ	鼓室形成手術等	140 件	
エ	肺悪性腫瘍手術等	44 件	
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	96 件	
区分 2			
ア	靱帯断裂形成手術等	15 件	
1	水頭症手術等	20 件	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1 件	
エ	尿道形成手術等	51 件	
オ	角膜移植術	0 件	
カ	肝切除術等	24 件	
+	子宮附属器悪性腫瘍手術等	10 件	
区分	3		
ア	上顎骨形成術等	1 件	
1	上顎骨悪性腫瘍手術等	2 件	
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0 件	
エ	母指化手術等	8 件	
オ	内反足手術等	0 件	
カ	食道切除再建術等	12 件	
+	同種死体腎移植術等	6 件	
区分	4		
	胸腔鏡下交感神経節切除術等	384 件	
その	他		
ア	人工関節置換術	53 件	
1	乳児外科施設基準対象手術	0 件	
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	31 件	
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術等	35 件	
オ	経皮的冠動脈形成術等	202 件	